

令和 8 年 第 3 回 農業委員会総会

日 時 令和 8 年 3 月 26 日 (木) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

島袋 輝雄 大城 篤 山城 満

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

9 番 農業委員 赤嶺 道彦 10 番 農業委員 山城 弘美

【議事日程】

日程第 1	議案第 11 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 12 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 13 号	農地法第 3 条買受適格証明願いについて
日程第 4	議案第 14 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 15 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
日程第 6	議案第 16 号	非農地証明願いについて

令和 8 年 第 3 回 総会 議事録

事務局	これより令和 8 年第 3 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員 1 名、推進委員 2 名が欠席となっておりますが、審議には影響ありません。 それでは会長よろしく申し上げます。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 8 年第 3 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 9 番農業委員の赤嶺道彦さん、10 番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、1 番農業委員の島袋輝夫さん、2 番農業委員の金城義幸さん、5 番推進委員の賀数正さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (9 件) 日程第 2 議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (3 件) 日程第 3 議案第 13 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて (1 件) 日程第 4 議案第 14 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 5 議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (3 件) 日程第 6 議案第 16 号 非農地証明願いについて (1 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は伊原の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は小波蔵の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は福地の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番は座波の 1 筆で贈与による所有権移転であります。5 番は与座の 1 筆で贈与による所有権移転であります。3 ページをお開き下さい。6 番は喜屋武の 1 筆で 4 年間の使用貸借権の設定であります。7 番は与座の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定であ

	ります。 8番は伊原の1筆で売買による所有権移転であります。9番は米須の4筆で5年間の使用貸借権の設定であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第11号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第11号は可とします。 次に議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは5ページをお開き下さい。1番は大度の1筆で第1種農地で、農業用施設等への転用であります。2番は真栄平の1筆で第1種農地で、一般住宅への転用であります。3番は、真栄平の1筆で第1種農地で、一般住宅への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	6ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の農業用施設に該当するため、堆肥施設への転用は問題ないものと判断しました。 関連しますので、8、10ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	8ページの航空写真上の申請地ですが、土地を分けてから買っているのですか。

事務局	こちらについては、土地の分筆が最近行われているため、航空写真上、分筆の情報がまだ反映されていないということでもあります。8 ページにある黄色部分が 283 番 1 からの分筆となっており、今回申請地の 283 番 3 でございます。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他に質問はありませんか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 12 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 12 号は可とします。 次に議案第 13 号農地法第 3 条買受適格証明願いについて事務局説明願います。
事務局	それでは 12 ページをお開き下さい。 申請人は浦添市在住の方で、農地の所在が米須の 1 筆であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしく願います。
委員	買受適格証明がどういうものか教えてください。
事務局	今回の申請地が、国税からの競売物件となっています。その競売に参加するために、申請人が買受人として適格であるかどうかという意味合いの証明にあります。
委員	わかりました。ありがとうございます。

会長	他に質問はありませんか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 13 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 13 号は可とします。 次に議案第 14 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	資料 15 ページと 16 ページです。2 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 14 号は同意とします。 次に議案第 15 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 21 ページをお開きください。7-82～7-84 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 15 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	異議なしと認め、議案第 15 号は可とします。 次に議案第 16 号非農地証明願いについて事務局説明願います。
事務局	22 ページをお開き下さい。申請地は、集合住宅敷地内の一角の位置にあり、現況は駐車場として利用されているため、今後も農地としての利用が見込めない状況であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	資料の23ページをお開き下さい。事務局と赤嶺委員と山城委員と伊敷推進委員の4人で現場確認を行いました。今回の非農地証明願の土地は、座波集落内の集合住宅敷地内駐車場の一角となっており、畑としての耕作は見込めないと思われる為、非農地証明を許可しても、問題は無いものと判断いたしました。委員の皆様のご意見を宜しくをお願いします。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 9 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 16 号は可とします。 本日の案件は以上です。 これで本日の総会を終了いたします。 9 番農業委員 赤嶺 道子 10 番農業委員 山城 弘美